

院内感染対策に関する取り組み事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策委員会その他当該病院等の組織に関する基本的事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。

また、感染防止対策チームを委員会内に設置し、感染防止対策の実務を行います。

3. 院内感染対策の為の従事者に対する研修に関する基本方針

職員に感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図る為、全職員を対象とした研修会や講習会を年2回以上行っています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内における感染症の発生状況は、感染防止対策チームが把握し、院内感染対策委員会へ報告します。委員会にて対策の検討及び院内周知を実施します。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染防止対策チームが感染対策に速やかに対応します。また、必要に応じ、感染管理ネットワークの基幹病院や保健所と速やかに連携し対応します。

6. 患者様への情報提供に関する事項

本取り組み事項は、患者様に感染対策のご理解・ご協力を得る為に、院内ポスター掲示を行います。

7. その他、院内感染対策の推進の為に必要な基本方針

院内感染防止対策マニュアルを作成し、院内職員への周知と遵守の徹底を図ります。

また、最新のエビデンスに基づき、定期的なマニュアルの改訂を行います。